

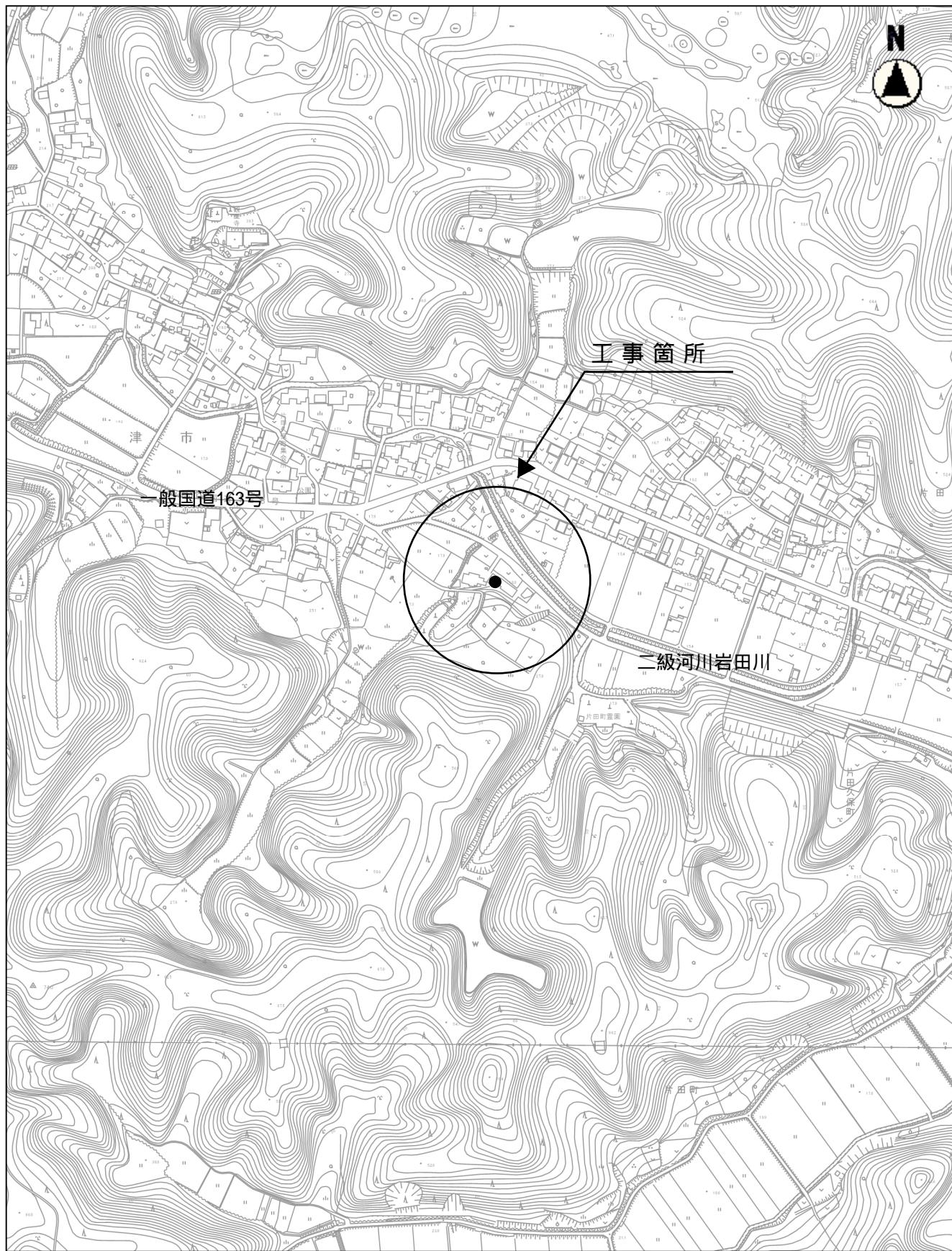
前金	部分払
有	一回

令和4年度下工処理第1号
片田久保町地内市営浄化槽設置工事

工事場所	津市片田久保町地内					
工 期	令和4年10月17日まで					
工事概要	合併浄化槽設置 10人槽 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式					
課長	検算者	調整担当主幹	担当主幹	担当副主幹	担当	設計者

位 置 図

令和4年度下工浄補第1号
片田久保町地内市営浄化槽設置工事



縮尺 1 : 5000

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接工事費				
浄化槽設備				
浄化槽工事	1	式		
土工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費 ※1	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		
※1 共通仮設費積上分 ・仮設材運搬費				

直 接 工 事 費 科目別内訳

2

直 接 工 事 費 細目別内訳

3

直 接 工 事 費 細目別内訳

4

特記仕様書

【工事範囲】

本工事は、津市営浄化槽事業に基づき本市が市営浄化槽の整備対象となる区域（本市の区域から下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域）に設置するものである。

【共通事項】

施工前には事前測量及び境界等の確認を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

境界杭等に影響を及ぼす恐れがある場合は、受注者において原形復旧できる資料を作成し、復元を行うこと。なお、資料については、監督員へ1部提出すること。

工事期間中の乗入れ等については、申請者と十分に協議を行い、必要であれば鉄板等にて対応するものとする。

工事工程等については、申請者と事前に協議を行い作業の実施を行うこと。

【施工法令に関する事項】

本工事の施工にあたっては、浄化槽法第4条第3項及び第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行い、また、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。

また、工事仕様について特記以外は三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に準じて行うものとする。

【施工基準に関する事項】

合併浄化槽は高度処理型（BOD10mg/l・TN10mg/l・SS10mg/l）とし、国土交通大臣型式認定を受けた浄化槽を使用するものとする。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真	主任・監理技術者
2cm×3cm 程度	
氏 名 ○○ ○○	
工事名 ○○○○○工事	
工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日	
会 社 ○○○○株式会社 印	

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

掘削時は、既設構造物及び家屋等に損傷が出ないように、適切な措置を講ずること。また、万が一損傷を与えた場合は、受注者の責において対処するものとする。

図示してある掘削線については、参考であり施工段階では各安全法令を遵守し、施工状況、地下水等を考慮し現場に合わせた勾配等、対策を講じて施工を行うこと。

工事期間中は、転落防止等、仮囲いなどの措置を講じ、毎日の作業終了後は工事現場内の確認を必ず行い、危険な箇所等はその日のうちに対策を講じること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金

保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【環境対策に関する事項】

現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。なお、万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂又はろ過施設を通して放流するものとする。なお、影響が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

【再生碎石（RC-40）の使用についての留意事項】

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書（三重県建設副産物処理基準）に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。については、再生碎石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。

- 再生碎石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れがあることから、使用材料確認表（材料確認願）で確認を得た材料以外の再生碎石等の混入がないよう対策し、施工前に異常（異物の混入、軽量である等）を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

- 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

4. 三重県建設副産物処理基準

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

2. 再生砕石（RC-40）の品質規格 参照

【浄化槽工事の技術上に関する事項】

1. 浄化槽の構造基準に適合するように工事を行うこと。
2. 本体及び附属機器が正しく組み立てられていること。また、不足している部品がないことなどを確認すること。
3. 浄化槽の運搬時または設置時には、浄化槽に変形、破損などが生じないよう慎重に工事を行うこと。また、事前に浄化槽本体に亀裂等がないか確認すること。
4. 浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分に把握し、施工を行うこと。
5. 掘削においては、矢板による土留工法とし、掘削深に応じた矢板長とすること。また、必要に応じて水替工を行うこと。
6. 水道管及びガス管等の地下埋設管を破損させないよう、事前調査を行うとともに慎重に掘削作業を行うこと。
7. 埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用い、周囲を均等に埋め戻し、水締めを行うこと。
8. 埋め戻し時は、浄化槽が水平であることを確認し施工を行うこと。
9. 埋め戻し完了後から上部スラブ打設までの期間は、一定期間の養生を行い、沈下等の恐れがないことを確認の上施工すること。なお、この養生期間中の工程等については、申請者と協議を行い調整すること。
10. 基礎工事は、地盤の状況に応じて基礎の沈下または変形が生じないよう行うこと。
11. コンクリートの打込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生を行うこと。
12. 地下水の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること。
13. 電気設備については、安全上、管理上及び機能上に支障がないことを確認すること。
14. ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
15. 浄化槽設置完了後は清掃を行い、槽内を満水状態にして24時間経過後の水位を比較して漏水の有無を確認すること。なお、確認結果については、監督員に報告するものとする。
16. 材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
17. 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために

必要な措置を講ずること。

18. 淨化槽本体の上部は鉄筋コンクリートスラブを打つこととし、コンクリートの仕上げ面は水勾配をつけること。また、支柱工事を伴う場合は、支柱鉄筋と基礎及び上部スラブ鉄筋を適正に結束すること。
19. 上部スラブの仕上げ高さ及び仕上げ面については、申請者と協議を行い施工すること。
20. ブロワの設置位置については、事前に申請者と立会い確認を行い施工すること。
21. 施工前に必ず津市営浄化槽設置申請者及び施工業者と設置位置等の確認を行い、且つ、工程管理について協議し施工すること。
22. 工事施工時期について、津市営浄化槽設置申請者と協議、調整済みであるため工事契約後、速やかに工事着手を行うこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input type="checkbox"/> 施工方法 ()
工期	<input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続が完了後、(年 月 日)までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が完了見込み時期 ()	<input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続が完了後、(年 月 日)までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が完了見込み時期 ()
機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が未完了機関名 ()
占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ())	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ())
その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 反設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議 ()
事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 施工時期 ()
その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 驚音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定) <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 () <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <p>概算延べ人数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>(注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</p> <p>② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 横上げによる算出</p> <p>配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置時間 () □ 交通誘導警備員の配置期間 () □ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他（ ）） <input type="checkbox"/> 近接施設（□擁壁（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 工法制限あり	<input type="checkbox"/> 工法制限を受ける工種（ ・制限内容（ ） ） ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 保安器具の配置（□別添図等 □その他（ ） ） ）
<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。	
<input checked="" type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指揮官と協議を行い指示を受けた後、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するなどもしくは、事故の概要を講じたうえで、工事を実施すること。	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 安全施設（□別添図等 □その他（ ） ） ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし ） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 ある作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□別添図等 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	<p>□ 受入地の条件 (□ 別途区面 □ 運搬距離 (L = km))</p> <p>□ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 ())</p>
	□ 建設発生土受入地未定	<p>□ 受入地未定につき別途協議する。 (□ 暫定運搬距離 L = 4 km、 □ その他 (三重県建設副産物処理基準第7条第3項に基づき、民有地(再資源化施設等を含む)へ適正に処理する場合は、土量、土質、処理費、受入地までの運搬距離及び受入料金を踏まえ、協議により決定するものとする。))</p>
	□ 産業廃棄物の処理条件あり	<p>□ 産業廃棄物の種類 (□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 ())</p> <p>□ 産業廃棄物の処分地 (□ 再生処分場 () □ 最終処分場 () □ 別添図書 □ その他 ())</p> <p>【注: 特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 ()</p>
	□ その他 ()	<p>□ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を處理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。</p> <p>□ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。</p>
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	<p>□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ())</p> <p>□ 移設時期 (□ 令和 年 月 曜日 □ 別途協議)</p> <p>□ 防護 ()</p> <p>□ その他 ()</p>
	□ その他 ()	<p>□ 設計条件 () □ 工法区分 () □ 施工範囲 ()</p> <p>□ 削孔数量 () □ 注入量 () □ 材料種類 ()</p> <p>□ 工法関係 () □ その他 ()</p>
	□ 葉液注入関係	<p>□ 葉液注入工法等の指定あり</p> <p>□ 提出書類あり</p> <p>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</p> <p>□ その他 ()</p>
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	<p>□ 再生材が使用出来ない場合の措置 (□ 新材に変更 □ その他 ())</p> <p>□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1種類の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)</p> <p>□ 三重県リサイクル製品利活用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。(認定製品の品名: □ 盛土材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーティング □ その他 ())</p> <p>□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。</p> <p>□ 認定製品の品名: □ 闇伐材製工事用バリケード・看板・標示板 □ その他 ())</p>

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他の明示項目	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場生活品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ □受注者で運搬 □受注者以外で運搬 □別途協議 □その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件 	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和3年7月1日）） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印がなされた工事帳票についても有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものと有効とする。」と読み替えるものとする。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> 支援技術者
支援技術者		<p>1. 本工事は現場における現場技術業務を「[例示一]（公財）三重県建設技術センター」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に關し説明を求められ場合は、説明に応じなければならぬ。ただし、支援技術者は工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。</p> <p>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知がもつたものとみなす。</p> <p>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。支援技術者：</p>
		<input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行いう場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 <input type="checkbox"/> デジタル工事写真的電子小黒板を使用する場合は予め特記仕様書に準拠すること <input type="checkbox"/> 板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること <input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 共通仕様書 〔第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(2)〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input checked="" type="checkbox"/> 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。 ）
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外、	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 檢定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定） <input type="checkbox"/> 檢定料金の計上（ 注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないいため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ	<input type="checkbox"/> コリンズ(CORINS)の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請關係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託における市内本店事業者の活用	<input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等ににおいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	<input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用	<input type="checkbox"/> 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。
	<input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借り入れ	<input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借り入れが必要となる場合は、専門本店事業者が借り入れすることに配慮すること。
	<input type="checkbox"/> 使用人等における市民の活用	<input type="checkbox"/> 業務從事者等の使用者が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	<input type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<input type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事業所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項などの明示する。明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、下記事項について了承して遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反する場合は公契約に該するものとします。</p> <p>(4) (1)から(3)までのほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約金額について了承して遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反する場合は公契約に該するものとします。</p>
労働環境の確保に関する誓約事項		<p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>適用除外でない場合も開わらず社会保険等に未加入である建設業者は下請負人としてはならない。</p> <p>受注者は、施工体制台帳・況下請負通報書類の提出又は提示により下請負業者に社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。</p> <p>また、発注者が加入する社会保険等の加入状況欄に「健康保険等の加入申出をいたしました」と記載すること。</p>
法定福利費の負担	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二つ下請以降にても同様に標準見積書の活用に努めること。</p> <p>（津市HP「仕事・産業一丸化・契約一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）</p>
暴力団等の不当介入の排除等	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに受注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたときは、受注者に契約金の延長等が必要となったときは、受注者に契約金の延長を求めることがができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対して上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査し、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といふ。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元詰事業者等との一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行ふ場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、津市工事請負契約第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるとときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査し、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といふ。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元詰事業者等との一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行ふ場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、津市工事請負契約第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるとときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。
ワンデーレスボン	□ ワンデーレスボンの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 1 この工事は、ワンデーレスボンス実施対象工事である。 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督職員と協議をおこなうこと。 3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。 4 受注者は工事施工中ににおいて、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。	1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。
契約締結時の提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約書の確認を除く後、工事担当課へ提出すること。自社内に、電子申請専用サイトで発行される掛金ボイントを購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入」適用により、証紙を購入すること。	2 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を目途とすること。
共済証紙等の管理	<input checked="" type="checkbox"/> 共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。	3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を目途とすること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和4年3月

施工条件書特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	明示内容	条件及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいいう。		
4 工事説明の進め方	<p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者に周知を行う。</p> <p>(2) 受注者は、受注後に施工計画書を作成するなどとし、発注者等に施工にかかることを、地元に周知することとする。その上で工事を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、地元代表者等に説明する場合には、説明の内容、内容・効果等に周知することとするが、同一のものと説明する場合には、「工事中の安全確保(工事説明書)」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、工事現場、工期及び受注者に対する説明後、共仕の「工事中の安全確保(工事説明書)」に基づき、必要に応じて、工事現場の説明性の向上を図る。</p> <p>(4) 受注者の説明により周知し、協力を求めることとする。</p> <p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等へ連絡し、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、地元に周知し、対応に当たるものとする。</p>		
5 不当要求行為等	<p>(1) 受注者は、不当事務分掌規則(平成18年1月1日規則第2号)第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する局次長、同条第2項に規定する所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに報告するところとともに、下請負人等に下請負人等に周知し、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならぬ。</p>		
その他	□その他()		

(注) 上記受託事項に変更が生じた場合は、設計明示事項と同様に、設計明示協議事項として、別途協議を講ずるものとする。